

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく更新許可申請の手引き

- 解体業又は破砕業の更新許可をされる方へ -

平成21年4月  
兵庫県

## - 目 次 -

1	解体業及び破砕業の許可とは	P 2
2	更新許可協議書	P 2
3	更新許可申請	P 3
4	更新許可手続きに係る注意事項	P 3
5	引取業者・フロン回収業者登録の更新について	P 5
6	自動車リサイクルシステムへの登録について	P 5
7	更新許可申請書の提出先について	P 6
	解体業、破砕業 更新許可協議書	P 7
	解体業許可、許可の更新申請書	P 1 8
	破砕業許可、許可の更新申請書	P 2 2
	記載例	P 2 6

## 1 解体業及び破砕業の許可とは

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」又は単に「法」という。)に基づき、使用済自動車の解体業又は解体自動車の破砕業を行おうとする事業者は、当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事、又は政令市の区域毎に許可を受ける必要があります。許可を受けた者は許可期限が5年であることから、許可期限後も事業を継続して行うには許可の更新を受ける必要があります。

兵庫県内においては事業所の所在地により、それぞれ兵庫県知事、又は政令市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市)の許可を受けることとなります。

この手引きは、兵庫県に更新許可申請を行う場合について記載しています。政令市の許可については、各政令市に直接ご確認下さい。

### 用語の説明

使用済自動車	自動車のうち、その使用(倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。)を終了したもの(保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの)をいう。
解体自動車	使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
解体業	使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて、法第60条第1項の許可を受けた者をいう。
破砕業	解体自動車の破砕及び破砕前処理(圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。以下同じ。)を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて第67条第1項の許可を受けた者をいう。

主務省令で定める破砕の前処理とは、圧縮又はせん断になります。

## 2 更新許可協議書

更新許可申請を行おうとするものは、許可申請に先立ち、更新許可協議書を提出してください。更新許可協議書は許可期限日の2~3ヶ月前から受付します。提出部数は、解体業の場合、正本1部と事業者控1部、また破砕業の場合は正本1部、副本1部と事業者控1部をそれぞれ県民局環境課へ提出してください。

更新許可協議書には次の添付書類が必要です。

欠格事項に該当しない旨の誓約書

事業者・政令使用人・役員等名簿(法人の場合、個人で政令使用人を定めている場合)

株主又は出資者名簿(法人の場合)

協議者の定款又は寄付行為の写し(法人の場合)

協議者の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合)

本籍地記載の住民票及び登記されていないことの証明書

・役員、政令使用人、顧問・相談役等

・5/100以上の株主・出資者(法人が株主の場合は商業登記簿謄本)

事業計画書及び収支見積書

現行許可証の写し

事業所の代表者である旨の申出書(政令使用人に関する申出書)(該当する場合)

同時申請に関する申出書(該当する場合)

解体業又は破砕業の用に供する施設の構造(積替え又は保管の場所を含む。)を明らかにする

図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書、付近の見取り図

解体業又は破砕業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権原(又は使用権原)に係る証明書

ただし、については、変更がない場合省略が可能です。

### 3 更新許可申請

- (1) 許可を受けた者は、許可を受けてから5年以内にその更新を受ける必要があります。  
(許可期間は許可日から5年間有効です。)
- (2) 更新許可申請は、更新許可協議終了後から現に有効な登録が満了する日まで受付します。  
(審査日数の関係上、有効期限の約2ヶ月前までに更新許可申請を行っていただけない場合は許可期限までに更新手続きが行えないことがあります。)
- (3) 許可の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失うことになります。  
**有効期限を過ぎてからの更新許可申請は受け付けられません。あらためて新規許可申請を行っていただく必要があります。**
- (4) 提出資料・提出部数  
解体業の場合は「解体業許可の更新申請書」、破砕業の場合は「破砕業許可の更新申請書」と、必要な書類(許可申請に必要な提出書類一覧参照)にボールペン等で記入(鉛筆不可)申請書類等を一式セットし、必要部数を提出して下さい。  
解体業の必要部数は正本1部と事業者控1部、破砕業の必要部数は正本1部、副本1部及び事業者控1部となります。(必要な書類等は原則としてA4判とします。)
- (5) 申請書類等は各県民局の環境課窓口へ持参しチェックを受けて下さい。  
**郵送途上におけるトラブルを防止するため、申請書類等は直接各窓口へご持参ください。**
- (6) 窓口にて、添付書類又は記載事項に不備があれば修正して頂きます。  
(申請書類を返却する場合があります。)
- (7) 更新許可申請手数料(兵庫県収入証紙)を申請書第3面に貼付して下さい。

#### 更新許可申請手数料(平成21年4月1日現在)

業の区分	更新許可	(新規許可)	(変更許可)
解体業	70,000円	(78,000円)	
破砕業	77,000円	(84,000円)	(75,000円)

兵庫県証紙は県民局等で購入してください。

- (8) 更新許可日は、更新前の登録の有効期限の次の日となります。

### 4 更新許可手続きに係る注意事項

- (1) 自動車リサイクル法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)を熟知すること。
- (2) 解体業及び破砕業毎の許可基準に適合すること。

#### 解体業の許可基準(自動車リサイクル法第62条第1項)

##### 1 施設に係る基準

- (1) 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所(以下「解体作業場」という。)以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。
- (2) 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合には、当該場所が(1)に掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。  
廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。  
廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。
- (3) 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油(自動車の燃料に限る、以下この(3)において同じ。)を回収する場合には、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。  
廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置(以下「ためます等」という。)及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

- (4)次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く、以下この において同じ。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが多く、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面等に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の装置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

- (5)解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

## 2 申請者の能力に係る基準

- (1)次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法

廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

使用済自動車又は解体自動車の解体の方法

油水分離装置及びためます等の管理方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)

使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他有用なものの保管の方法

使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法

解体業の用に供する施設の保守点検の方法

火災予防上の措置

- (2)事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

## 破砕業の許可基準(自動車リサイクル法第69条第1項)

### 1 施設に係る基準

- (1)みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

- (2)解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

- (3)解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設であること。

解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

- (4)解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝(5)において「排水処理施設等」という。)が設けられていること。

- (5)雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

(6)自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

## 2 申請者の能力に係る基準

(1)次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

解体自動車の保管の方法

解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法

解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法

排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）

解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法

解体自動車の運搬の方法

解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法

破砕業の用に供する施設の保守点検の方法

火災予防上の措置

(2)事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことがあきらかでないこと。

(3) 法に定める「欠格事項」に該当しないこと

### 欠格事項

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は許可できない。

1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

3 この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

3 第66条（破砕業者にあつては第72条。以下同じ。）廃棄物処理法第7条の4若しくは14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

4 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

5 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から第5号までのいずれかに該当するもの

7 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

8 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

9 個人で政令で定める使用人のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者のあるもの

## 5 引取業者・フロン回収業者登録の更新について

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、引取業者・フロン回収業者の登録をされている方は別途登録の更新手続が必要です。

## 6 自動車リサイクルシステムへの登録について

既に自動車リサイクルシステムの登録を受けている事業者は、自治体の更新登録に伴って同システム上で新たに手続を行う必要はありません。

## 7 許可申請書の提出先について 兵庫県

コード	受付県民局（住所 / 電話番号）	管轄区域(平成21年4月1日現在)
1	阪神南県民局 環境課 Tel(06)6481-7641 〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-3	芦屋市
2	中播磨県民局 環境課 Tel(0792)81-3001 〒670-0947 姫路市北条 1-98	神河町、市川町、神崎町
3	阪神北県民局 環境課 Tel(0797)83-3101 〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
4	東播磨県民局 環境課 Tel(079) 421-9130 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
5	北播磨県民局 環境課 Tel(0795)42-5111 〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	西脇市、三木市、小野市、加西 市、加東市、多可町
6	西播磨県民局 環境課 Tel(0791)58-2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	相生市、たつの市、赤穂市、宍 粟市、太子町、上郡町、佐用町
7	但馬県民局 環境課 Tel(0796)23-1001 〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	豊岡市、養父市、朝来市、香美 町、新温泉町
8	丹波県民局 環境課 Tel(0795)72-0500 〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	篠山市、丹波市
9	淡路県民局 環境課 Tel(0799)22-3541 〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	洲本市、南あわじ市、淡路市

\* 兵庫県の場合、許可番号の6桁目は県民局コードを割り当てています。更新許可協議、更新許可申請、変更届については当該の県民局に提出してください。

(例：許可番号第 20283400712 号：6桁目の県民局コードは4であり、東播磨県民局が窓口です。)

次の政令市の管轄内にも解体業、又は破砕業を行う事業所がある場合は該当する市に許可申請が必要です。各政令市の窓口でご相談ください。手続きが異なります。

- 神戸市 神戸市環境局 事業系ごみ対策課 Tel(078)331-8181(代表)  
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 (3号館6階)
- 姫路市 姫路市環境局美化部 産業廃棄物対策課 Tel(0792)21-2405  
〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地(本館2階)
- 尼崎市 尼崎市美化環境局環境対策部 産業廃棄物対策担当 Tel(06)6489-6310  
〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 (中館9階)
- 西宮市 西宮市環境局環境緑化部 産業廃棄物対策課 Tel(0798)35-3277  
〒662-0855 西宮市六湛寺町 10-3

解体業  
自動車リサイクル法  
更新許可協議書  
破砕業

平成 年 月 日

兵庫県知事様

(申請者) ㊦

住所

氏名



(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

引き続き、自動車リサイクル法の許可を受けたいので、下記により協議します。

許可番号	第 号	許可の期限
業 種	1 自動車リサイクル法解体業 2 自動車リサイクル法破砕業 (破砕前処理のみ・破砕処理)	
事業所及び 事業所の所在地		
添付書類	1 欠格条項に該当しない旨の誓約書 2 事業所名簿 3 事業者・政令使用人・役員等名簿 4 株主又は出資者名簿 5 協議者の定款又は寄付行為の写し 6 協議者の商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 7 本籍地記載の住民票、登記されていないことの証明書 ・役員、政令使用人、顧問、相談役等 ・5/100以上の株主・出資者 (法人が株主の場合は商業登記簿謄本) 8 事業計画書及び収支見積書 9 現行許可証の写し 10 事業所の代表者である旨の申立書 11 同時申請に関する申立書 12 解体業又は破砕業の用に供する施設の構造 (積替え又は保管の場所を含む。) を明らかにする図面 (平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書、付近の見取り図 13 解体業又は破砕業の用に供する施設 (積替え又は保管の場所を含む。) の所有権原 (又は使用権原) に係る証明書	

4、5、6については、法人の場合のみ添付すること。

7の住民票は外国人にあっては、登録番号記載の外国人登録証を添付すること。

10、11については、該当する場合のみ添付すること。

12、13については、更新許可時に変更が無い場合は、省略が可能です。



# 誓約書

平成 年 月 日

兵庫県知事様

(申請者)

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私及び私の使用人（政令で定める者に限る。）

は、「使用済自動車の再資源化等に関する

当社、当社の役員及び当社の使用人（同上）

法律」第62条第1項第2号イからヌ（解体業）又は第69条第1項第2号（破砕業）の

いずれにも該当していません。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、解体業、破砕業の許可を受けた後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお、法令等に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

## 事業所名簿

名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒
名 称	
所在地	〒

## 役員等名簿

役職名等	(ふりがな) 氏名	本籍地( 外国人の方は記載不要)
生年月日		現住所又は居住地
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		
年月日		

上記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第62条第1項第2号イからヌの規定に該当する場合は、許可することができない。

## 株主又は出資者名簿

株主：株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有するもの出資者：株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの

発行済株式総数		出資金総額	
		株	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 又は 設立年月日	保有株式数又は出資額	本籍地 (法人及び外国人の方は記載不要)
		総額に対する割合	現住所又は居住地
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	
		株・円	
		%	

上記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第62条第1項第2号イからヌの規定に該当する場合は、許可されないことがあります。

【解体業】 1 . 事業計画書及び収支見積書

事業計画書及び収支見積書

平成 年 月 日 現在作成

1 - 1 . 事業の全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

業務時間		従業員数		休業日	

1 - 2 . 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	18年度実績 (3年前)	19年度実績 (2年前)	20年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 . 解体実績(乗用車)

年 度	18年度実績 (3年前)	19年度実績 (2年前)	20年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 . 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること

(解体業)

1 - 6 . 年間収支見積書

項目		前年度(年) (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
	うち廃棄物処理委託費	エ			
営業収益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息)				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高) (千円)		

(注)1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

【破砕業】 1 . 事業計画書及び収支見積書

事業計画書及び収支見積書

平成 年 月 日 現在作成

1 - 1 . 事業の全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

業務時間		従業員数		休業日	

1 - 2 . 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	18年度実績 (3年前)	19年度実績 (2年前)	20年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3 . 破砕実績(破砕前処理のみ含む)

年 度	18年度実績 (3年前)	19年度実績 (2年前)	20年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4 . 破砕等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1 - 5 . 保管の状況

解 体 自 動 車		A S R 等	
保管量の上限	( 台 台 )	保管量の上限	( 台 台 )
現在保管量	( 台 台 )	現在保管量	( 台 台 )

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること

(破碎業)

1 - 6 . 年間収支見積書

項目		前年度(年) (決算月(月))		今年度の見込み (決算月(月))	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(解体自動車等購入費)				
経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業収益	オ=ア-ウ				
営業外損益	カ(主に支払利息)				
経常利益	キ=オ+カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高) (千円)		

(注)1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。



# 事業場の代表者である旨の申立書

平成 年 月 日

兵庫県知事様

(申請者)

住所

.....

氏名

.....

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私(当社)は、下記の者が使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第5条に規定する使用人(事業場の代表者)であることを申し立てます。

記

1	職名 ..... 氏名 .....
2	事業場の代表者である理由

留意事項

事業場の代表者となる条件

最低限、「申請者が行う解体業又は破砕業に係る契約権限が委任されていること」が必要です。

平成 年 月 日

兵庫県知事様

(申請者)

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

### 同時申請に関する申立書

本申請(届出)における下記の添付書類については、平成 年 月 日付で貴庁に同時に申請(届出)した の 登録申請書、変更届出書、許可申請書、更新許可協議書 のものと共通しておりますので省略します。

記

添付を省略する書類のチェック欄に印しをつけてください。

引取業・回収業	チェック	添付書類
		本籍地記載の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(個人) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人用) 法定代理人の本籍地記載の住民票の写し
解体業・破砕業		業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図 施設の所有権原(又は使用権原)の証明書 本籍地記載の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(個人、役員、政令使用人、法定代理人等) 登記されていないことの証明書(個人、役員、政令使用人、個人株主、法定代理人等) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人、法人株主等) 定款又は寄附行為(法人)

様式第五（第五十五条関係）

許 可  
解体業 申請書  
許可の更新

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

兵庫県知事 様

（郵便番号）  
住 所  
氏 名 印  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	（郵便番号）	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

令第5条に規定する使用人の名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
手数料欄	

- 備考
- 1 印の欄は、記入しないこと。
  - 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(解体業の許可申請に必要な提出書類一覧)

解体業許可申請書(記載事項)
氏名又は名称・住所(法人にあっては、その代表者の氏名)
事業所の名称・所在地
役員 <sup>注1</sup> の氏名・役職 <sup>注2</sup>
政令使用人の氏名及び住所 <sup>注2</sup>
申請者が未成年である場合には、法定代理人の氏名・住所 <sup>注2</sup>
事業の用に供する施設の概要
標準作業書の記載事項
既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号(申請中であれば申請年月日)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で積替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称・住所 <sup>注2</sup>

注1 役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含みます。

注2 該当する場合のみ記載してください。

解体業許可申請書に添付する書類
解体業の用に供する施設の構造(積替え又は保管の場所を含む。)を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書、付近の見取り図 <sup>注3</sup>
解体業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権原(又は使用権原)に係る証明書 <sup>注3</sup>
事業計画書
収支計画書
申請者が個人の場合には、本籍地記載の住民票の写し(又は外国人登録原票記載事項証明書)と登記されていないことの証明書
申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為と登記簿謄本
役員の本籍地記載の住民票の写し(又は外国人登録原票記載事項証明書)と登記されていないことの証明書
発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、本籍地記載の住民票の写し(又は外国人登録原票記載事項証明書)及び登記されていないことの証明書(個人株主等用)又は登記簿謄本(法人株主等用)
政令使用人の本籍地記載の住民票の写し(又は外国人登録原票記載事項証明書)と登記されていないことの証明書
申請者が未成年の場合には、法定代理人の本籍地記載の住民票の写し(又は外国人登録原票記載事項証明書)と登記されていないことの証明書
欠格要件に該当しない旨の誓約書

注3 更新許可時に変更が無い場合は、省略が可能です。

これらの添付書類で更新許可協議書に添付しているものは省略が可能です。

住民票、外国人登録原票記載事項証明書、登記されていないことの証明書、商業登記簿謄本は発行日より3ヶ月以内であること。

様式第八（第六十条関係）

許 可  
 破砕業 申請書  
 許可の更新

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

兵庫県知事 様

（郵便番号）  
 住 所  
 氏 名  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

印

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	（郵便番号）	電話番号	
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第	号
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	

<p>破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</p>		
<p>役員<small>の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）</small></p>		
<small>（ふりがな）</small> 氏 名	役職名	住 所
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）</p>		
<small>（ふりがな）</small> 氏 名	役職名	住 所
<p>法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）</p>		
<small>（ふりがな）</small> 氏 名	住 所	
<p>発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）</p>		
<small>（ふりがな）</small> 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額



標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
手数料欄	

- 備考
- 1 印の欄は、記入しないこと。
  - 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

( 破砕業の許可申請に必要な提出書類一覧 )

破砕業許可申請書 ( 記載事項 )
氏名又は名称・住所 ( 法人にあっては、その代表者の氏名 )
事業所の名称・所在地
役員 <sup>注1</sup> の氏名・役職 <sup>注2</sup>
政令使用人の氏名及び住所 <sup>注2</sup>
申請者が未成年である場合には、法定代理人の氏名・住所 <sup>注2</sup>
事業の用に供する施設の概要
標準作業書の記載事項
既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号 ( 申請中であれば申請年月日 )
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で積替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
発行済株式総数又は総出資額の 1 0 0 分の 5 以上を占める者の氏名又は名称・住所 <sup>注2</sup>

注1 役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含みます。

注2 該当する場合のみ記載してください。

破砕業許可申請書に添付する書類
破砕業の用に供する施設の構造 ( 積替え又は保管の場所を含む。 ) を明らかにする図面 ( 平面図・立面図・断面図・構造図 )、設計計算書、付近の見取り図 <sup>注3</sup>
破砕業の用に供する施設 ( 積替え又は保管の場所を含む。 ) の所有権原 ( 又は使用権原 ) に係る証明書 <sup>注3</sup>
事業計画書
収支計画書
申請者が個人の場合には、本籍地記載の住民票の写し ( 又は外国人登録原票記載事項証明書 ) と登記されていないことの証明書
申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為と登記簿謄本
役員の本籍地記載の住民票の写し ( 又は外国人登録原票記載事項証明書 ) と登記されていないことの証明書
発行株式総数又は総出資額の 1 0 0 分の 5 以上を占める者の株式数又は出資額、本籍地記載の住民票の写し ( 又は外国人登録原票記載事項証明書 ) 及び登記されていないことの証明書 ( 個人株主等用 ) 又は登記簿謄本 ( 法人株主等用 )
政令使用人の本籍地記載の住民票の写し ( 又は外国人登録原票記載事項証明書 ) と登記されていないことの証明書
申請者が未成年の場合には、法定代理人の本籍地記載の住民票の写し ( 又は外国人登録原票記載事項証明書 ) と登記されていないことの証明書
欠格要件に該当しない旨の誓約書

注3 更新許可時に変更が無い場合は、省略が可能です。

これらの添付書類で更新許可協議書に添付しているものは省略が可能です。

住民票、外国人登録原票記載事項証明書、登記されていないことの証明書、商業登記簿謄本は発行日より 3 ヶ月以内であること。

解体業
該当する方に をつける。  
**自動車リサイクル法** **更新許可協議書**  
**破 碎 業**

記載例

平成 年 月 日

兵庫県知事様

(申請者) ㊦  
住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

引き続き、自動車リサイクル法の許可を受けたいので、下記により協議します。

許可番号	第2028XXXXXXXX号	許可の期限	H 2 1 . X X . X X
業 種	1 自動車リサイクル法解体業 2 自動車リサイクル法破砕業 (破砕前処理のみ・破砕処理) <span style="float: right;">該当する方に</span>		
事業所及び 事業所の所在地			
添付書類	1 欠格条項に該当しない旨の誓約書 2 事業者・政令使用人・役員等名簿 3 株主又は出資者名簿 4 協議者の定款又は寄付行為の写し 5 協議者の商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 6 本籍地記載の住民票、登記されていないことの証明書 ・役員、政令使用人、顧問、相談役等 ・5/100以上の株主・出資者 (法人が株主の場合は商業登記簿謄本) 7 事業計画書及び収支見積書 8 現行許可証の写し 9 事業所の代表者である旨の申立書 10 同時申請に関する申立書 11 解体業又は破砕業の用に供する施設の構造(積替え又は保管の場所を含む。)を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書、付近の見取り図 12 解体業又は破砕業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権原(又は使用権原)に係る証明書		

- 3、4、5については、法人の場合のみ添付すること。
- 6の住民票は外国人にあつては、登録番号記載の外国人登録証を添付すること。
- 9、10については、該当する場合のみ添付すること。
- 11、12については、更新許可時に変更が無い場合は、省略が可能です。

## 誓約書

平成 年 月 日

兵庫県知事様

(申請者)

住所  
.....

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

該当しない方を2重線で消します。  
法人の場合は、上を、個人の場合は下を消すことになります。

~~私及び私の使用人（政令で定める者に限る。）~~

は、「使用済自動車の再資源化等に関する  
当社、当社の役員及び当社の使用人（同上）

法律」第62条第1項第2号イから又（解体業）又は第69条第1項第2号（破砕業）の  
いずれにも該当していません。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、解体業、破砕業の許可を受け  
た後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお、法令等に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

## 【解体業】 1. 事業計画書及び収支見積書

## 事業計画書及び収支見積書

平成 年 月 日 現在作成

## 1-1. 事業の全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

引取業者及びフロン類回収業者( 商会等)から引き取った使用済自動車(乗用車及び大型車)を解体し、有用部品(エンジン、ドア、バンパー等)を回収し、中古部品業者及び金属商等に売却する。  
 解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については、産業廃棄物処分業者に委託し、破砕処分する。  
 解体自動車については、(破砕業者)に引渡しを行う。  
 各作業時間等は別添フローのとおり。

業務時間	8:00~17:00	従業員数	3人	休業日	日曜日、祝祭日
------	------------	------	----	-----	---------

## 1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	17年度実績 (3年前)	18年度実績 (2年前)	19年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	480台	510台	500台	550台
主な引取先	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)

## 1-3. 解体実績(乗用車)

年 度	17年度実績 (3年前)	18年度実績 (2年前)	19年度実績 (1年前)
年間処理実績	490台	500台	500台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	1.8台/日	1.8台/日	1.8台/日

## 1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
2台/日	280日	560台

## 1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	50台 ( 台)	保管量の上限	50台 ( 30台)
現在保管量	40台 ( 台)	現在保管量	40台 ( 30台)

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること

## (解体業)

## 1 - 6 . 年間収支見積書

項目		前年度(年)		今年度の見込み	
		(決算月(3月))		(決算月(3月))	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	16,000	32,000	17,600	32,000
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	-2,500	-5,000	-2,750	-5,000
その他の経費	ウ	16,575	33,150	18,233	33,150
	うち廃棄物処理委託費	750	1,500	825	1,500
営業収益	オ=ア-イ-ウ	1,925	3,850	2,117	3,850
営業外損益	カ(主に支払利息)	-600	-1,200	-660	-1,200
経常利益	キ=オ+カ	1,325	2,650	1,457	2,650
解体自動車等年間引取台数		500		550	
解体自動車等年間処理台数		500		550	

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高) (千円)	20,000	22,500

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

## 事業計画書及び収支見積書

平成 年 月 日 現在作成

## 1 - 1 . 事業の全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

解体業者から解体自動車を引き取り、シュレッディングマシンで破砕後、鉄、非鉄、A S R に分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。 鉄・・・電炉メーカーに売却 輸出業者に売却 非鉄金属・・・非鉄金属商社に売却 A S R・・・自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡					
業務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	従業員数	2 0 人	休業日	日曜日・祝祭日

## 1 - 2 . 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	1 7 年度実績 ( 3 年前)	1 8 年度実績 ( 2 年前)	1 9 年度実績 ( 1 年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	2 0 , 0 0 0 台	2 2 , 0 0 0 台	2 4 , 0 0 0 台	2 5 , 0 0 0 台
主な引取先	解体業者等	解体業者等	解体業者等	解体業者等

## 1 - 3 . 破砕実績(破砕前処理のみ含む)

年 度	1 7 年度実績 ( 3 年前)	1 8 年度実績 ( 2 年前)	1 9 年度実績 ( 1 年前)
年間処理実績	2 0 , 0 0 0 台	2 2 , 0 0 0 台	2 3 , 0 0 0 台
年間稼働日数	2 8 0 日	2 8 0 日	2 8 0 日
平均処理実績	7 1 台 / 日	7 9 台 / 日	8 2 台 / 日

## 1 - 4 . 破砕等能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
1 0 0 台 / 日	2 8 0 日	2 8 , 0 0 0 台

## 1 - 5 . 保管の状況

解 体 自 動 車		A S R 等	
保管量の上限	1 , 2 0 0 台 ( 台 )	保管量の上限	7 , 0 0 0 m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )
現在保管量	1 , 0 0 0 台 ( 台 )	現在保管量	7 , 0 0 0 m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること

(破産業)

1 - 6 . 年間収支見積書

項目		前年度(年)		今年度の見込み	
		(決算月(3月))		(決算月(3月))	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	276,000	12,000	375,000	15,000
売上原価	イ(解体自動車等購入費)	-120,000	-5,000	-75,000	-3,000
経費	ウ	269,100	11,700	225,500	9,000
	うち廃棄物処理委託費	エ	4,000	25,000	1,000
営業収益	オ=ア-イ-ウ	126,900	5,517	75,000	3,000
営業外損益	カ(主に支払利息)	-3,000	-130	-2,875	-115
経常利益	キ=オ+カ	123,900	5,387	72,125	5,770
解体自動車等年間引取台数		24,000		25,000	
解体自動車等年間処理台数		23,000		25,000	

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高) (千円)	100,000	100,000

(注)1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。



様式第五（第五十五条関係）

許 可  
解体業 申請書  
**許可の更新**

許可番号	2028XXXXXXX
許可年月日	H16.XX.XX

年 月 日

兵庫県知事 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号



使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要	(1)保管場所 12.5 m <sup>2</sup> 最大保管量 3台 (2)解体作業場及び燃料取扱場所 11 m <sup>2</sup> 床面コンクリート20cm)屋根有 (3)部品保管場所 10 m <sup>2</sup> 屋根有 (4)運搬車両 1台(カーキャリアー) (5)油水分離施設 20 m <sup>3</sup> 基	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	所在地	面積 保管量上限

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
別紙役員名簿のとおり		

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
別紙のとおり		

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所
別紙役員名簿のとおり	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
別紙株主名簿のとおり		

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添標準作業書のとおり</div>
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
手数料欄	

- 備考
- 1 印の欄は、記入しないこと。
  - 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

許 可  
破砕業 申請書  
許可の更新

許可番号	2028XXXXXXXX
許可年月日	H16.XX.XX

年 月 日

兵庫県知事 様

（郵便番号）  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号



使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	（郵便番号）	電話番号
事業の用に供する施設の概要	(1)破砕前処理施設 圧縮機 社製 型 処理能力60 t / 日（8hr） (2)保管場所 処理前 2000m2 最大保管量 70台 処理後 500m2 (3) 運搬車両 5台（カーキャリアー） (4)油水分離施設 1000m3 2基	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所 で解体自動車又は自動車破砕残さの 積替え又は保管を行う場合には、当該 場所の所在地、面積及び保管量の上限		
役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有す るものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
<small>（ふりがな）</small> 氏 名	役職名	住 所
別紙役員名簿のとおり		
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
<small>（ふりがな）</small> 氏 名	役職名	住 所
別紙のとおり		
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）		
<small>（ふりがな）</small> 氏 名	住 所	
別紙役員名簿のとおり		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資 をしている者があるときに記入すること。）		
<small>（ふりがな）</small> 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
別紙株主名簿のとおり		

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">別添標準作業書のとおり</div>
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
手数料欄	

- 備考
- 1 印の欄は、記入しないこと。
  - 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。